

第3章 虐待から子供を守る

支援のネットワーク

1. 要保護児童対策地域協議会

(1) 羽村市のネットワーク

児童虐待件数、また虐待による死亡件数が年々増加する中で、虐待の早期発見や関係機関で子供や家庭に関する情報や考えを共有し、適切な連携の下で子供を守るためのネットワークです

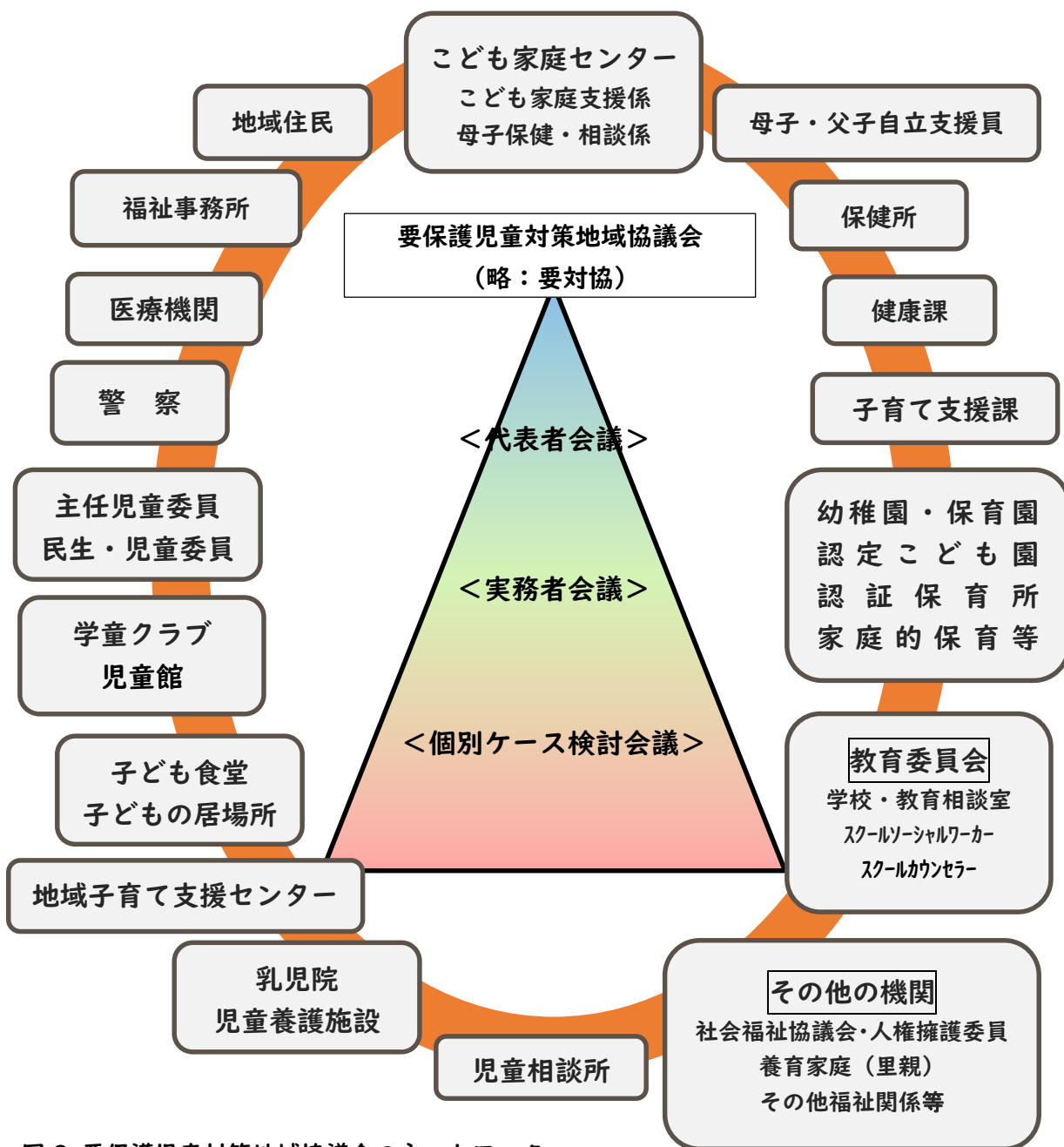


図3 要保護児童対策地域協議会のネットワーク

2. 子育てを支援する主な機関と機能

| 機関 | | 主な機能 |
|---------------------------------|----------|---|
| こども家庭センター | こども家庭支援係 | 18歳未満の子供と家庭の問題に関するあらゆる相談に応じ支援を行う総合窓口 |
| | 母子保健・相談係 | 母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査、予防接種など地域住民に身近な母子保健サービス提供を行う。未就学児の発達に関する相談を受ける |
| 児童相談所 | | 児童福祉司、児童心理司、医師、保健師などの専門スタッフが、原則18歳未満の子供に関する相談や通告を受ける |
| 民生委員・児童委員 (主任児童委員) | | 地域の中で福祉の相談や支援を行う。必要に応じて専門機関に繋ぐパイプ役となる。民生委員は児童委員を兼任する。主任児童委員は、児童福祉を専門に担当する |
| 乳児院・児童養護施設 | | 保護者の養育を受けられない、または保護者に監護させることが適当でない乳幼児や、原則18歳までの児童に安定した生活環境を整え、家庭環境の調整等と養育をする |
| 警察 | | 児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護に努める。必要に応じて児童相談所に通告を行う |
| 福祉事務所 | | 社会福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う |
| 保健所 | | 難病や精神保健に関する相談、結核・感染症対策、薬事・食品衛生・環境衛生に関する監視指導など専門性の高い業務を行う。 |
| 医療機関 | | 診察や健康診査等の機会を活用して児童虐待や気になる親子の早期発見により、支援に繋げることができる |
| 幼稚園・保育園・認定こども園・ 認証保育所・家庭的保育等 | | 子供の保育や乳幼児期の教育を行う 保護者及び子供との密な関わりがあることから、児童虐待や気になる親子の早期発見が可能 |
| 教育委員会・学校・教育相談室 | | 教育委員会：公立小中学校の教育に関する基本方針の決定等を行う 学校：小学校から大学、特別教育にて子供の教育を行う 教育相談室：相談員（公認心理師・臨床心理士）が子育てや不登校、いじめなどの悩みごとを持つ保護者や、児童生徒自身の相談に応じる |
| 学童クラブ | | 就労等により日中家庭に保護者がいない児童を対象に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る |
| 児童館 | | 子供の余暇支援、遊び場所の提供、保護者の交流の場として機能する。 子供の見守り、必要に応じて専門機関に繋ぐパイプ役となる |

(2) 要保護児童対策地域協議会について

平成16年の児童福祉法改正により、「要保護児童に関する情報の交換等を行うための協議会」が法定化され、要保護児童対策地域協議会が発足されました。

協議会の目的

- ①支援対象児童の早期発見 ②迅速な支援導入 ③課題の共有 ④アセスメントの協働
- ⑤役割分担の共通理解 ⑥各機関が責任を持ち支援する体制づくり ⑦共通理解に基づく支援
- ⑧各機関の責任や限界の範囲、困難さの相互理解

協議会の体制

協議会は、(1) 代表者会議、(2) 実務者会議、(3) 個別ケース検討会議によって組織されています。

(1) 代表者会議

- ・協議会の構成機関の代表者による会議
- ・実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年1~2回程度開催
- ・要保護児童サポート会議の活動状況の報告と評価

(2) 実務者会議

- ・協議会の構成機関の実務者による会議
- ・要保護・要支援児童、特定妊婦等の情報共有や支援状況の進行管理
- ・各機関の役割・機能の確認
- ・実務者レベルでの連携の在り方等を検討することを目的として、年に3回程度開催

(3) 個別ケース検討会議

- ・個別のケースについて、子供や家庭に直接関わっている担当者や、今後関わる必要性がある機関の担当者による会議
- ・情報共有や具体的な支援計画（役割分担）を検討することを目的に、必要に応じて適宜開催

協議会の義務

■ 守秘義務

(児童福祉法第 25 条の 5)

要対協の構成員には**守秘義務**が課せられています。

※過去に構成員であった人も対象になります。

■ 情報提供及び協力の義務

(児童福祉法第 25 条の 3)

(児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項)

・適切な支援を行うために情報交換や協議を行う必要があるときは、関係機関等に対し、資料や情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めることができます。

・また関係機関等は、これに応ずるよう努めなければなりません。

(3) 協議会の対象となる子供（支援対象児童）

要保護児童（児童福祉法 第 6 条の 3 第 8 項）

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

- ・主には、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトを受けた児童が対象

要支援児童（児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項）

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

特定妊婦（児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項）

出産後の養育について出産前から支援が特に必要と認められる妊婦

たとえば…

- ・母子健康手帳の交付を受けていない妊婦
- ・予期しない妊娠、若年の妊娠であり妊娠・出産を受容することが困難な状況にある
- ・妊婦健康診査を受けていない
- ・相談者や支援者がおらず、一人で悩みを抱えている など

6. 羽村市要保護児童対策地域協議会要綱

平成18年10月31日羽子子発第9175号

改正

平成21年3月30日羽子子発第15513号

平成24年3月6日羽子子発第15372号

平成27年3月31日羽企経発第18301号

平成28年4月12日羽子子発第528号

平成29年3月29日羽企経発第19528号

令和4年3月31日羽企企発第19366号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に基づき設置する羽村市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第6条の3第5項及び同条第8項に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関し、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (2) 児童虐待に関する広報・啓発活動の推進
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な活動

(構成)

第3条 協議会は別表第1に掲げる行政機関、法人及び別表第2に掲げる児童福祉に関連する職務に従事する者（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

2 市長は羽村市要保護児童対策地域協議会名簿を作成し、関係機関等の承認を得て、これにその名称又は氏名を登載するものとする。

3 市長は、前項の名簿に記載された者の職員又は構成員若しくは個人のうちから、第5条に規定する会議の種類に応じて適切と認める者をあらかじめ当該会議の委員として指名するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、子ども家庭部長の職にある者とし、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、子ども家庭部子ども家庭センター長の職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(組織)

第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象児童等の支援に関するシステムに関すること。
- (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。
- (3) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議は会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、支援対象児童等の支援活動を実際に行っている者の知識及び経験を支援対象児童等の支援等に関する施策に反映させるため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待に関する情報交換に関すること。
- (2) 支援対象児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援対象児童等に支援を行っている事例の総合的把握に関すること。
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 協議会の年間活動方針案の作成に関すること。
- (6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議は副会長が必要に応じて招集し、副会長が議長となる。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の支援対象児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (3) 個別の支援対象児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関すること。
- (4) 個別の支援対象児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
- (5) 個別の支援対象児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (6) その他個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 個別ケース検討会議は、副会長が必要に応じて招集する。

3 市長は、個別ケース検討会議の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、第3条第3項の規定により個別ケース検討会議の構成員として指名された者以外の者に対し、個別ケース検討会議に出席を求めて意見を徴することがで

きる。この場合において、市長は求めに応じた者に対し、個別ケース検討会議の協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第9条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、子ども家庭部こども家庭センターを指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第10条 法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

ア 協議会の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。

イ 協議会の議事の運営に関すること。

ウ 協議会に係る資料の保管に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

ア 関係機関等による支援対象児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。

イ 前記アにより把握した支援対象児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に関すること。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

(羽村市児童虐待防止連絡協議会要綱の廃止)

2 羽村市児童虐待防止連絡協議会要綱(平成16年羽福子第4665号)は、廃止する。

付 則(平成21年羽子子発第15513号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月6日羽子子発第15372号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日羽企経発第18301号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年4月12日羽子子発第528号)

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

付 則(平成29年3月29日羽企経発第19528号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月31日羽企企発第19366号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

| | | |
|------|------------------------|--|
| 行政機関 | 児童福祉機関 | 羽村市子ども家庭部、羽村市福祉健康部、東京都立川児童相談所 |
| | 保健医療機関 | 東京都西多摩保健所 |
| | 教育機関 | 羽村市教育委員会、羽村市立小学校、羽村市立中学校、東京都立羽村特別支援学校 |
| | 警察・司法機関 | 警視庁福生警察署 |
| 法人 | 児童福祉関係 | 市内私立保育園、市内認証保育所、認定こども園、東京恵明学園、羽村市社会福祉協議会 |
| | 保健医療関係 | 羽村市医師会、羽村市歯科医師会 |
| | 教育関係 | 市内私立幼稚園 |
| その他 | その他市長が必要と認める行政機関もしくは法人 | |

別表第2(第3条関係)

| | |
|-------------------|--|
| 児童福祉に関連する職務に従事する者 | 民生委員・児童委員、弁護士、人権擁護委員、医師、歯科医師、里親、家庭的保育者 |
| その他 | その他市長が必要と認める者 |